長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

１　改正理由

令和６年４月に教育委員会が所管する文化財の保護に関する事務を、知事の事務部局に移管したことに伴い、博物館に関する事務を知事の事務部局に補助執行させるため、所要の改正を行う。

２　改正の内容

第８条の別表第６　知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項のうち、県民文化部長に補助執行させる事項に「博物館に関すること。」を加える。

３　施行期日

公布の日

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和６年　月　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表第６の１を次のように改める。

１　県民文化部長に補助執行させる事項

⑴　博物館に関すること。

⑵　ユネスコ活動に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則新旧対照表

改　正　案	現　　行
（別表第６）（第８条関係） 知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項 １　県民文化部長に補助執行させる事項 （１）　博物館に関すること。 （２）　ユネスコ活動に関すること。 ２　総務部総務事務課長に補助執行させる事項 （１）　事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の扶養親族の認定に関すること。 （２）　事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関すること。	（別表第６）（第８条関係） 知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項 １　県民文化部長に補助執行させる事項 （新設） ユネスコ活動に関すること。 ２　総務部総務事務課長に補助執行させる事項 （１）　事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の扶養親族の認定に関すること。 （２）　事務局等職員並びに県立中学校及び高等学校の職員の通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関すること。